

限度額適用認定証を申請してください

限度額適用認定証とは、高額な診療を受けたときに、保険証と一緒に提示することにより、窓口での医療費の支払いが所得ごとに定められた限度額までとなるための証明書です。特に、入院・手術等で医療費が高額になりそうなときは、利用してください。

窓口負担を軽減するため申請をおすすめします。

国民健康保険被保険者の方の取得方法

■対象 国民健康保険税に未納がない世帯

※70歳から74歳の方は、交付される高齢受給者証が限度額適用認定証の代わりになります。ただし所得によって取得することも可能です。

■申請時期 8月～9月までの間に申請してください。(重度医療更新時期前に終わってください)

■申請場所 市役所国民健康保険課(南館)または各支所

■持ち物 国民健康保険証と印かん

後期高齢者医療制度被保険者の方の取得方法

○限度額適用認定証をお持ちの方: 7月下旬にあらたに交付されます。

○新規交付をご希望の方: 以下のとおりです。

■対象 住民税非課税の世帯

■申請時期 8月～9月までの間に申請してください。(重度医療更新時期前に終わってください)

■申請場所 市役所国民健康保険課(南館)または各支所

■持ち物 後期高齢者医療被保険者証と印かん

■問合せ先 国民健康保険課 TEL 055-261-2043

社会保険被保険者の方の取得方法

限度額適用認定証の切り替え時期が保険者ごとに異なるため、ご自身でご確認いただき、取得をお願いします。

※障害児(0歳～15歳の3月31日まで)の受診は窓口無料となります。

原則として、重度心身障害児医療費受給者証(ピンク)と保険証を県内医療機関で提示すると保険内診療分が窓口無料となります。

なお、15歳の4月1日から18歳の3月31日までの障害児で、ひとり親家庭医療制度の要件に該当する方は、当該医療制度への申請により、県内医療機関において窓口無料で受診できます。

平成26年11月から 重度心身障害者医療費助成方法 が変わりました

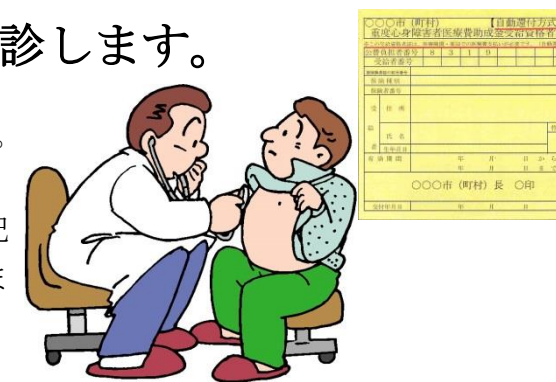
～窓口無料方式から自動還付方式へ～

①受給者証を提示し、医療機関で受診します。

受給者証を提示しない場合は、自動還付されません。

(※詳しくは、裏面をご覧ください)

特に、調剤薬局ではこれまで処方箋への受給者番号記載により提示が不要だった場合があったかもしれませんが、今後は必ず提示してください。



医療機関・薬局等での
「いったんの」医療費支
払いが必要となります。
医療費の全額助成は変
わりません。

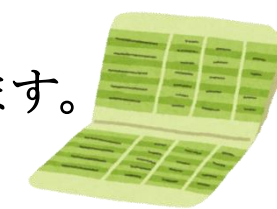
②医療費を
いったん支払います。※



③約3ヵ月後に助成金が登録口座に振り込まれます。

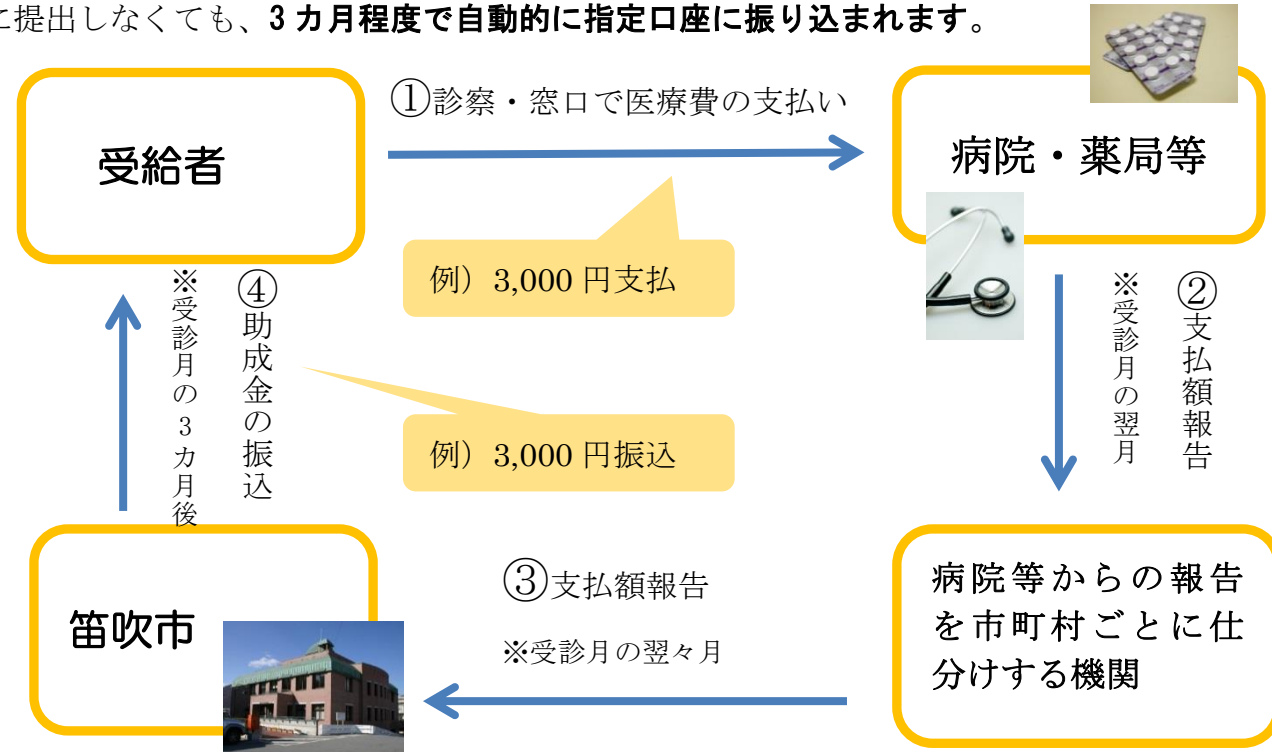
例えば、11月に受診した医療費の還付は2月に行われます。

ただし、医療機関からの月遅れ請求があった場合には振込みが遅れることがあります。



どう変わるの？ 自動還付ってなに？

医療機関等での窓口でいったん医療費を支払っていただきます。ただし領収書を笛吹市役所に提出しなくても、3カ月程度で自動的に指定口座に振り込まれます。



今回の制度改革で、お伝えしなければならない大切なこと

自動還付と償還払い（※）の振込日について

自動還付は診療を受けた月の3カ月後の15日（予定）に、あらかじめ登録していただいた口座に還付（助成金として支給）します。償還払いはその後に行われます。例）平成26年11月診療→平成27年2月13日（土日祝日の場合は直前の営業日）※医療機関が支払額を審査する機関に書類を月遅れで請求したことにより、自動還付が通常より遅れるときは、このとおりとはなりません。

領収書の保管を最低1年間はお願ひします

振り込まれた助成金の内容を確認する必要がある場合などは、領収書が一番の証明になるため、領収書は最低1年間、まとめて保管をお願いします。

他の公費負担医療も活用してください

窓口での一部負担金を抑えることにもなるため、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）などの他の公費負担医療制度を必ず利用してください。

11月以降も医療機関で受給者証のご提示を

医療機関を受診される際には、毎回、受給者証を提示してください。提示しなかった場合は、窓口で支払った分が、後で自動的に口座に振り込まれません（自動還付されません）。ただし、提示しなかった場合でも領収書を笛吹市役所に提出し手続きをすれば償還払い（※）ができます。

※償還払いとは 自動還付とは異なり、領収書を市役所に提出して還付を受ける手続きです。次の場合は、償還払いで助成金が支払われます。

- 受給者証を医療機関で提示せずに、医療費を支払った場合
 - 県外の医療機関等で受診した場合
 - 入院時の食事療養費一部負担金（中学生以下の受給者のみ対象）
 - 整骨、接骨、鍼灸、マッサージなどの療養費（保険診療分）
 - ★医療機関に支払うべき医療費に一部でも未納があった場合。未納であった分を含めて、その医療機関の1ヵ月分の領収書を提出してください。
 - ★他市町村へ転出した場合。転出する月の診療分については、自動還付ができない場合があります。償還払いとなります。
- ★印は、今回の制度改革で新たに加わる内容です。詳しくはお問い合わせください。



ご確認をお願いいたします

自己負担額と助成額との誤差が生じることがあります

受給者が医療機関に支払った金額と、医療機関が支払額を審査する機関に報告する金額は、端数の計算方法が異なります。このため、窓口で支払った金額と還付される金額には数円から数十円程度の誤差が生じることがあります。

社会保険被保険者の方へのお知らせ

- 限度額適用認定証を利用せずに医療費が高額になった場合、医療保険の保険者から高額療養費が後日支給されます（保険者によっては、申請する必要があります）。この場合、重度心身障害者医療費助成金は、高額療養費相当分を差し引いて支給されます。また、正確な助成金額の算定をするために、通常より時間を要し、支給が遅れる場合があります。
- 同じ被保険者証を使用している家族にも高額な医療費がかかって高額療養費が支給される場合（世帯合算）などで、助成金と高額療養費の合計が窓口で支払った医療費より多くなったときは、後で支給される助成金で調整することがあります。